

【第1号被保険者の独自給付と脱退一時金】

今回の講義では、第1号被保険者の独自給付と短期滞在の外国人に支給される脱退一時金について学習します。



【国民年金法の給付】

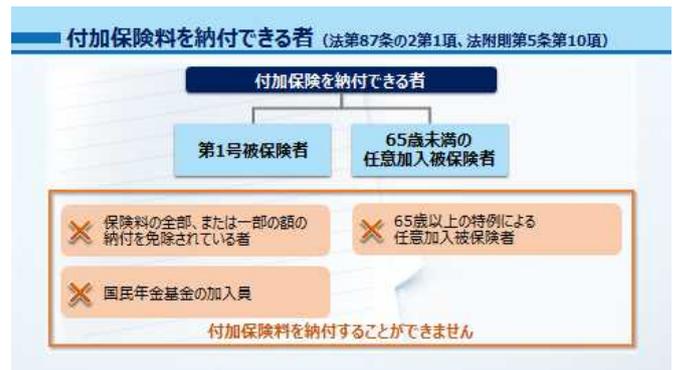
国民年金法の給付には、被保険者の種別を問わずその加入実績に基づき支給される基礎年金と、第1号被保険者としての加入期間に基づき支給される独自給付があります。第1号被保険者の独自給付は、付加年金、寡婦年金、死亡一時金の3つです。

では、最初に付加年金から説明します。



【付加年金】

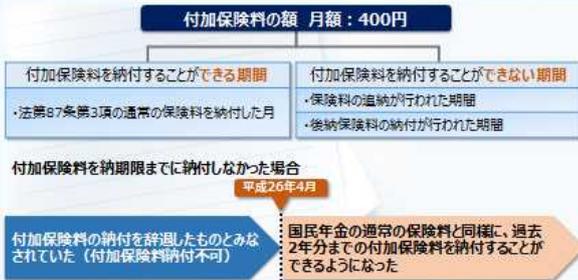
付加年金に関しては、法第43条から法第48条に規定されています。また、付加保険料に関しては、法第87条の2に規定されています。国民年金は、定額負担・定額給付の制度ですが、より高い給付を希望する第1号被保険者は、付加保険料を納付することで、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受給することができます。



【付加保険料を納付できる者】

付加保険料を納付することができるのは、第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者です。第1号被保険者のうち、農業者年金の被保険者は、必ず付加保険料を納付することになっています。ただし、第1号被保険者であっても、保険料の免除の規定により、保険料の全部、または一部の額の納付を免除されている者と国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することができません。また、65歳以上の特例による任意加入被保険者も、付加保険料を納付することができません。

付加保険料の額と納付（法第87条の2第1項、第2項）

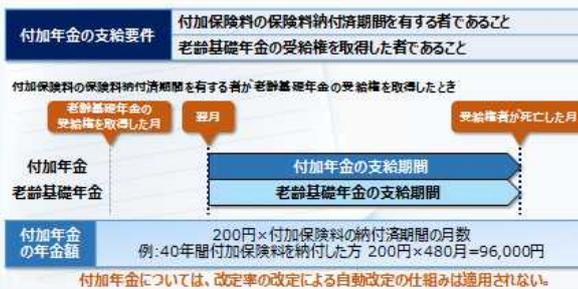


【付加保険料の額と納付】

付加保険料の額は月額400円で、法第87条第3項に規定される通常の保険料を納付した月についてのみ、納付することができます。ただし、保険料の追納が行われた期間と後納保険料の納付が行われた期間は、付加保険料を納付することができません。

なお、これまで、付加保険料を納期限までに納付しなかった場合は、納付を辞退したのものみなされ、付加保険料を納付することができなくなる取扱いとなっていました。平成26年4月からは、納期限が経過した場合でも、国民年金の通常の保険料と同様に、過去2年分まで遡って付加保険料を納付することができるようになりました。

付加年金の支給要件と年金額（法第43条、第44条）



【付加年金の支給要件と年金額】

次に、付加年金の支給要件と年金額です。

付加年金の支給要件は、付加保険料の保険料納付済期間を有する者であることと、老齢基礎年金の受給権を取得した者であることの2つです。

付加年金は、付加保険料の保険料納付済期間を有する者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金に上乘せられて支給されます。したがって、付加年金の支給期間は、老齢基礎年金の受給権を取得した月の翌月から受給権者が死亡した月までとなります。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料の納付済期間の月数です。例えば、40年間、付加保険料を納付した方であれば、200円×480月で96,000円が付加年金の年金額となります。なお、付加年金については、改定率の改定による自動改定の仕組みは適用されません。

支給の繰上げ・繰下げとの関係について

区分	取り扱いが異なる	
	付加年金	振替加算
老齢基礎年金の支給を繰り上げた場合	・同様に繰り上げられる ・同じ割合で減額される	・繰上げは行われないため、減額の問題も生じない
老齢基礎年金の支給を繰り下げた場合	・同様に繰り下げられる ・同じ割合で増額される	・増額されない ・繰下げ待機期間中に振替加算部分だけを受けることはできない

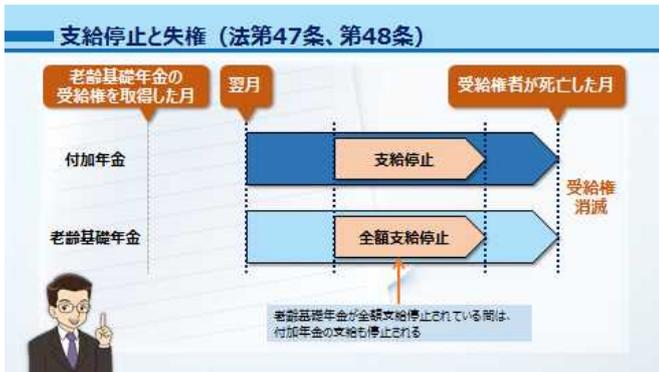
【支給の繰上げ・繰下げとの関係について】

ここで、支給の繰上げ・繰下げとの関係について、説明をしておきます。

老齢基礎年金の支給の繰上げの請求、または繰下げの申出があった場合は、付加年金の支給もそれに合わせて繰り上げ、または繰り下げられます。この場合、付加年金の額は、老齢基礎年金と同じ割合で減額、または増額された額となります。

また、老齢基礎年金の支給を繰り上げ、または繰り下げた場合には、付加年金と振替加算で取扱いが異なりますので、ご注意ください。老齢基礎年金の支給を繰り上げた場合、付加年金は、老齢基礎年金と同様に繰り上げられ、同じ割合で減額されますが、振替加算は、繰上げは行われないため、減額の問題も生じません。

老齢基礎年金の支給を繰り下げた場合、付加年金は、老齢基礎年金と同様に繰り下げられ、同じ割合で増額されますが、振替加算は増額されず、繰下げ待機期間中に振替加算部分だけの支給を受けることもできません。

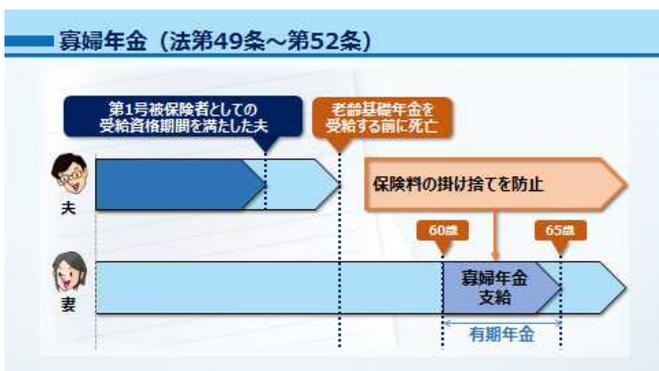


【支給停止と失権】

付加年金の最後は、支給停止と失権です。

付加年金は、老齢基礎年金に上乘せされて支給される年金であるため、老齢基礎年金が全額支給停止されている間は、付加年金の支給も停止されます。

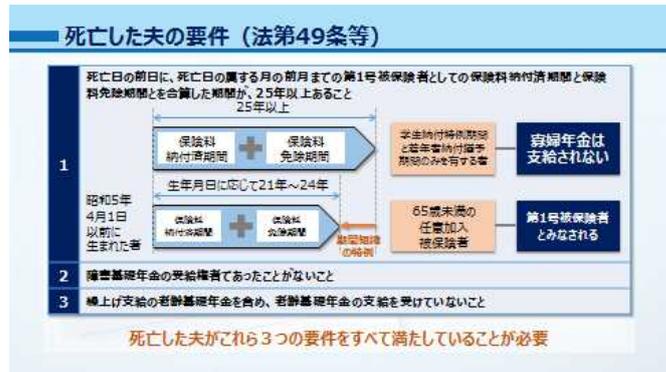
また、付加年金の受給権は、受給権者が死亡したときにのみ消滅します。



【寡婦年金】

次は、寡婦年金です。

寡婦年金に関しては、法第49条から法第52条に規定されています。寡婦年金は、老齢基礎年金を受けるために必要な第1号被保険者としての受給資格期間を満たした夫が、老齢基礎年金を受給する前に死亡した場合に、保険料の掛捨てを防止するため、残された妻に対して、妻が60歳から65歳に到達するまでの間支給する有期年金です。



【死亡した夫の要件】

死亡した夫の要件です。

死亡した夫の要件は3つあります。

1つ目は、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、25年以上あることです。ただし、学生納付特例期間と若年者納付猶予期間のみを25年以上有する者が死亡しても、寡婦年金は支給されません。

ここで、補足をしておきますと、昭和5年4月1日以前に生まれた者については、期間短縮の特例があり、生年月日に応じて、25年が21年から24年に短縮されます。また、死亡した夫の要件を見る上で、65歳未満の任意加入被保険者は、第1号被保険者とみなされます。

2つ目は、障害基礎年金の受給権者であったことがないことです。

最後に3つ目は、繰上げ支給の老齢基礎年金を含め、老齢基礎年金の支給を受けていないことです。

妻が寡婦年金の支給を受けるためには、死亡した夫がこれら3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

妻の要件 (法第49条等)

- 1 夫によって生計を維持していたこと
- 2 事実上の婚姻関係を含め、夫との婚姻関係が10年以上継続したこと
- 3 65歳未満であること
- 4 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者でないこと

死亡した夫との
生計維持の認定基準遺族基礎年金の
生計維持の認定基準

【妻の要件】

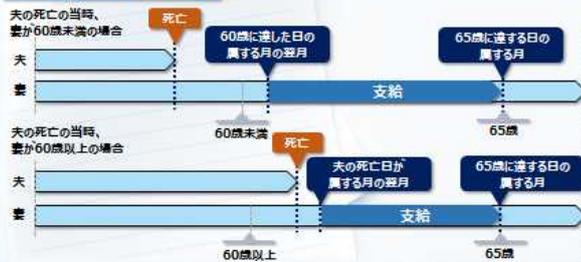
次に、妻の要件です。

妻の要件は4つあり、夫の死亡の当時、妻は4つの要件をすべて満たしていることが必要です。妻の要件の1つ目は、夫によって生計を維持していたことです。2つ目は、事実上の婚姻関係を含め、夫との婚姻関係が10年以上継続したことです。3つ目は、65歳未満であることです。4つ目は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者でないことです。

なお、死亡した夫との生計維持の認定の基準は、遺族基礎年金の生計維持の認定基準と同様となります。

寡婦年金の支給期間と年金額① (法第49条第3項、第50条)

寡婦年金の支給期間



【寡婦年金の支給期間と年金額】

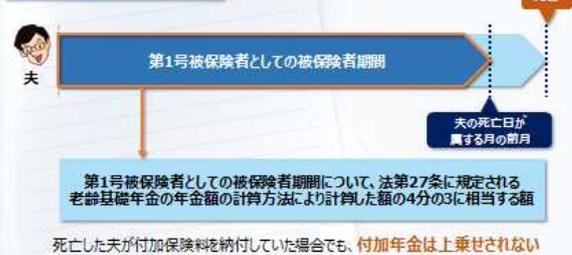
続いては、寡婦年金の支給期間と年金額です。

寡婦年金の支給期間は、夫の死亡の当時、妻が60歳未満の場合は、妻が60歳に達した日の属する月の翌月から、65歳に達する日の属する月までとなります。夫の死亡の当時、妻が60歳未満であっても、寡婦年金の受給権は発生しますが、その支給が開始されるのは、妻が60歳に達した日の属する月の翌月からとなります。

また、夫の死亡の当時、妻が60歳以上の場合は、夫の死亡日が属する月の翌月から、妻が65歳に達する日の属する月までが支給期間となります。

寡婦年金の支給期間と年金額② (法第49条第3項、第50条)

寡婦年金の額



寡婦年金の額は、夫の死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間について、法第27条に規定される老齢基礎年金の年金額の計算方法により計算した額の4分の3に相当する額です。夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金の年金額の4分の3に相当する額となります。ただし、死亡した夫が付加保険料を納付していた場合でも、付加年金は上乗せされません。

支給停止と失権① (法第51条、第52条)

寡婦年金の支給停止

労働基準法の規定による遺族補償が行われるとき



【支給停止と失権①】

寡婦年金の最後は、支給停止と失権です。

まず、支給停止についてですが、寡婦年金と同一の支給事由により、労働基準法の規定による遺族補償が行われるときは、死亡の日から6年間、寡婦年金の支給が停止されます。

支給停止と失権② (法第51条、第52条)

寡婦年金の失権

受給権者が次のいずれかの失権事由に該当した場合

- | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 65歳に達したとき |
| 2 | 死亡したとき |
| 3 | 婚姻をしたとき |
| 4 | 養子となったとき(直系血族または直系姻族の養子となったときを除く) |
| 5 | 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したとき
▶ 寡婦年金の受給権者が繰上げ請求をした場合、寡婦年金の受給権は消滅する。
▶ 繰上げ請求をした後、寡婦年金は支給されない。 |

【支給停止と失権②】

続いて、失権です。寡婦年金の失権の事由は5つあり、受給権者が失権事由のいずれかに該当した場合、寡婦年金の受給権は消滅します。

具体的に紹介すると、1つ目は、65歳に達したとき、2つ目は死亡したとき、3つ目は、婚姻をしたとき、4つ目は、養子となったときです。ただし、直系血族または直系姻族の養子となったときを除きます。

最後に5つ目は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したときです。

寡婦年金の受給権を有する者が繰上げ請求をした場合、寡婦年金の受給権は消滅します。また、繰上げ請求をした後、寡婦年金は支給されないのので、この点に注意が必要です。

確認問題

問題1

付加保険料の額は月額200円で、付加年金の年金額は「400円×付加保険料の納付済期間の月数」である。

解答

✖ (法第44条、第87条の2)

付加保険料の額は月額400円で、付加年金の年金額は「200円×付加保険料の納付済期間の月数」となります。

問題2

寡婦年金は、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったときには支給されない。

解答

○ (法第49条第1項ただし書)



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

付加保険料の額は月額200円で、付加年金の年金額は「400円×(かける)付加保険料の納付済期間の月数」である。

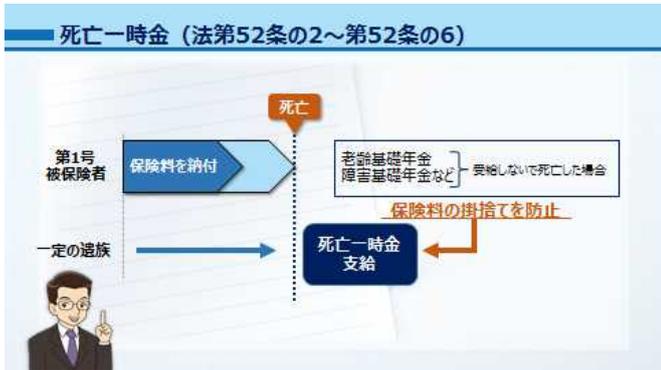
正解はバツです。

付加保険料の額は月額400円で、付加年金の年金額は「200円×(かける)付加保険料の納付済期間の月数」となります。

問題2です。

寡婦年金は、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるときには支給されない。

正解はマルです。

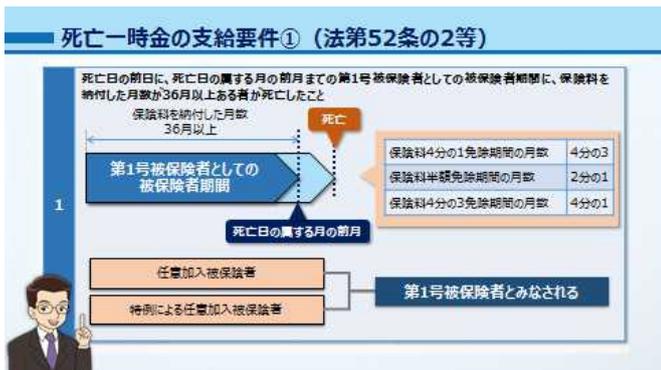


【死亡一時金】

次は、死亡一時金です。

死亡一時金に関しては、法第52条の2から法第52条の6に規定されています。

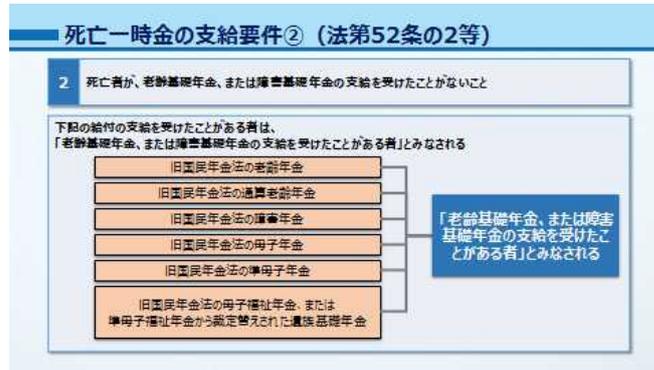
死亡一時金は、第1号被保険者として保険料を納付した方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受給しないで死亡した場合に、保険料の掛捨てを防止するため、一定の遺族に支給されます。



【死亡一時金の支給要件】

では、死亡一時金の支給要件を見ていきましょう。死亡一時金の支給要件は、2つあります。

1つ目は、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に、保険料を納付した月数が36月以上ある者が死亡したことです。この場合、保険料4分の1免除期間の月数は4分の3で計算し、保険料半額免除期間の月数は2分の1で計算し、保険料4分の3免除期間の月数は4分の1で計算します。また、死亡一時金の支給要件を見る上で、任意加入被保険者と特例による任意加入被保険者は、第1号被保険者とみなされます。



2つ目は、死亡者が、老齢基礎年金、または障害基礎年金の支給を受けたことがないことです。ただし、旧国民年金法の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、旧国民年金法の母子福祉年金、または準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金の支給を受けたことがある者は、老齢基礎年金、または障害基礎年金の支給を受けたことがある者とみなされます。死亡一時金は、死亡者がこの2つの要件を満たしている場合に、一定の遺族に支給されます。



【死亡一時金の不支給】

ここで、死亡一時金が支給されないケースについて、説明をしておきます。

死亡一時金は、同一の事由について遺族基礎年金を受けることができる者がいる場合には支給されません。胎児であった子が生まれ、遺族基礎年金の受給権が発生した場合も同様です。ただし、死亡者の遺族基礎年金の受給権者となる配偶者がなく、子だけが遺族基礎年金の受給権を取得したものの、その子と生計を同じくする父、または母がいることにより、子の遺族基礎年金が支給を停止されている場合を除きます。

なお、遺族基礎年金の受給権の発生と消滅が同一月である場合、すなわち、死亡者の死亡日が属する

月に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合には、遺族基礎年金が支給されないため、死亡一時金が支給されます。

遺族の範囲と順位 (法第52条の3)

遺族の範囲: 死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹

「先順位」

受給の順位	
1番目	配偶者
2番目	子
3番目	父母
4番目	孫
5番目	祖父母
6番目	兄弟姉妹

なお、未支給年金とは異なり「三親等内の親族（死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹を除く）」は受給することができません。また、子の遺族基礎年金の支給が停止されていることにより支給される死亡一時金は、配偶者にのみ支給されます。

【遺族の範囲と順位】

続いては、死亡一時金を受けることができる遺族の範囲と順位です。

死亡一時金を受けることができる遺族とは、死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹です。受給の順位はこの順番のとおりです。

なお、未支給年金とは異なり「三親等内の親族（死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹を除く）」は受けることができません。また、子の遺族基礎年金の支給が停止されていることにより支給される死亡一時金は、配偶者にのみに支給されます。

死亡一時金の額 (法第52条の4)

死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付実績

- 保険料納付済期間の月数
- 保険料4分の1免除期間の月数を4分の3で計算した月数
- 保険料半額免除期間の月数を2分の1で計算した月数
- 保険料4分の3免除期間の月数を4分の1で計算した月数

合算した月数

合算した月数	金額
36月以上180月末まで	120,000円
180月以上240月末まで	145,000円
240月以上300月末まで	170,000円
300月以上360月末まで	220,000円
360月以上420月末まで	270,000円
420月以上	320,000円

死亡日の属する月の前月までの付加保険料の納付済期間が3年以上ある場合は、8,500円が加算されます。

死亡一時金については、改定率の改定による自動改定の仕組みは適用されません。

【死亡一時金の額】

次に、死亡一時金の額です。

死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付実績に応じ、図表のとおり12万円から32万円となります。また、死亡日の属する月の前月までの付加保険料の納付済期間が3年以上ある場合には、8,500円が加算されます。

なお、死亡一時金については、改定率の改定による自動改定の仕組みは適用されません。

支給の調整 (法第52条の6)

第1号被保険者 夫 (保険料を納付)

死亡

老齢基礎年金、障害基礎年金など (受給しないで死亡した場合、保険料の掛捨てを防止)

妻 (死亡一時金、寡婦年金)

受給権者の選択により、いずれか一方が支給

【支給の調整】

死亡一時金の最後は、支給の調整です。夫の死亡により、死亡一時金の支給を受けることができる妻に対して、同時に寡婦年金の受給権が発生する場合があります。この場合は、受給権者の選択により、死亡一時金か寡婦年金のいずれか一方が支給され、選択しなかった給付の受給権はなくなります。

脱退一時金 (法附則第9条の3の2)

日本国籍を有しない者が日本国内に短期間滞在して帰国した場合

その間に納付した国民年金の保険料が老齢給付等に結びつかない

問題の指摘

平成6年の制度改正で公布 (平成7年4月施行)

【脱退一時金】

では、今回の講義での最後の項目、脱退一時金の説明を始めます。

脱退一時金に関しては、法附則第9条の3の2に規定されています。

脱退一時金は、日本国籍を有しない者が日本国内に短期間滞在して帰国した場合に、その間に納付した国民年金の保険料が老齢給付等に結びつかないという問題が指摘され、平成6年の制度改正により公布、平成7年4月に施行されました。

脱退一時金の支給要件①（法附則第9条の3の2第1項等）

1	請求日の前日に、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に、保険料を納付した月数が6月以上あること	<table border="1"> <tr> <td>保険料4分の1免除期間の月数</td> <td>4分の3</td> </tr> <tr> <td>保険料半額免除期間の月数</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>保険料4分の3免除期間の月数</td> <td>4分の1</td> </tr> </table>	保険料4分の1免除期間の月数	4分の3	保険料半額免除期間の月数	2分の1	保険料4分の3免除期間の月数	4分の1
保険料4分の1免除期間の月数	4分の3							
保険料半額免除期間の月数	2分の1							
保険料4分の3免除期間の月数	4分の1							
2	日本国籍を有しない者であること	脱退一時金の支給要件を見る上で、任意加入被保険者と特例による任意加入被保険者は、第1号被保険者とみなされる						
3	老齢基礎年金、または旧国民年金法の老齢年金、通算老齢年金の受給資格期間を満たしていないこと							

【脱退一時金の支給要件】

では、脱退一時金の支給要件を見ていきましょう。

脱退一時金の支給要件は、6つあります。6つの要件をすべて満たす方が、脱退一時金の支給を請求することができます。

1つ目は、請求日の前日に、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に、保険料を納付した月数が6月以上あることです。この場合、保険料4分の1免除期間の月数は4分の3で計算し、保険料半額免除期間の月数は2分の1で計算し、保険料4分の3免除期間の月数は4分の1で計算します。また、脱退一時金の支給要件を見る上で、任意加入被保険者と特例による任意加入被保険者は、第1号被保険者とみなされます。

2つ目は、日本国籍を有しない者であることです。

3つ目は、老齢基礎年金、または旧国民年金法の老齢年金、通算老齢年金の受給資格期間を満たしていないことです。

脱退一時金の支給要件②（法附則第9条の3の2第1項等）

4	障害基礎年金、その他政令で定める給付の受給権を有したことがないこと	最後に被保険者の資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた者は、「最後に被保険者の資格を喪失した後、初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から起算して2年を経過していないこと」
5	被保険者でなく、かつ、日本国内に住所を有していないこと	
6	最後に被保険者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと	

4つ目は、障害基礎年金、その他政令で定める給付の受給権を有したことがないことです。その他政令で定める給付については、逐条解説に記載されていますので、参照してください。

5つ目は、被保険者でなく、かつ、日本国内に住所を有していないことです。

6つ目は、最後に被保険者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないことです。ただし、最後に被保険者の資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた者は、最後に被保険者の資格を喪失した後、初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から起算して2年を経過していないこととなります。



【脱退一時金の額】

次に、脱退一時金の額です。

脱退一時金は、基準月が所属する年度により支給額が異なります。基準月とは、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間にかかる、保険料納付済期間と保険料4分の1免除期間と保険料半額免除期間と保険料4分の3免除期間のうち、請求日の前日までに保険料が納付された月のうち直近の月のことです。わかりやすく言い換えると、最後に保険料が納付された月が基準月となります。

脱退一時金の額② (法附則第9条の3の2第3項等)

対象月数

- ▶ 保険料納付済期間の月数
- ▶ 保険料4分の1免除期間の月数を4分の3で計算した月数
- ▶ 保険料半額免除期間の月数を2分の1で計算した月数
- ▶ 保険料4分の3免除期間の月数を4分の1で計算した月数

合算した月数

※ 法附則第9条の3の2第3項に規定される脱退一時金の額

対象月数	金額
6月以上12月末まで	40,740円
12月以上18月末まで	81,480円
18月以上24月末まで	122,220円
24月以上30月末まで	162,960円
30月以上36月末まで	203,700円
36月以上	244,440円

【補足】
脱退一時金の額の計算の基礎となった第1号被保険者としての被保険者期間は、被保険者でなかったものとみなされる。

そして、脱退一時金は、対象月数に応じて支給額が定められています。対象月数とは、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数を4分の3で計算した月数と保険料半額免除期間の月数を2分の1で計算した月数と保険料4分の3免除期間の月数を4分の1で計算した月数を合算した月数のことです。また、法附則第9条の3の2第3項に規定される脱退一時金の額（実際の脱退一時金の支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）は、図表のとおり、対象月数に応じて、40,740円から244,440円となっています。

なお、脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった第1号被保険者としての被保

険者期間は、被保険者でなかったものとみなされま

確認問題

- 問題1** 死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、任意加入被保険者としての保険料納付済期間は含まれるが、特例による任意加入被保険者としての期間は、保険料納付済期間とはされていない。
- 解答** (法附則第5条第10項、平成6年改正法附則第11条第10項等)
死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、特例による任意加入被保険者としての期間も含まれます。
- 問題2** 日本国籍を有しない者であって、被保険者である者は、脱退一時金を請求することができる。
- 解答** (法附則第9条の3の2第1項)
脱退一時金を請求できる者は、国民年金の被保険者でない者に限られます。



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、任意加入被保険者としての保険料納付済期間は含まれるが、特例による任意加入被保険者としての期間は、保険料納付済期間とはされていない。

正解はバツです。

死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、特例による任意加入被保険者としての期間も含まれます。

問題2です。

日本国籍を有しない者であって、被保険者である者は、脱退一時金を請求することができる。

正解はバツです。

脱退一時金を請求できる者は、国民年金の被保険者でない者に限られます。